

第23回理事会開催	②
令和3年度 東・西ブロック会議開催	②
行政の窓 建設業許可制度 Q&A	③
下請契約等適正化について	④
CCUS 運営状況	④
雇用調整助成金段階的に縮小	⑤
全中連トータルサポートプラン	⑥
全中連総合補償制度	⑦
インボイス制度登録受付中	⑧



年頭所感 新たな会員サポート体制の強化に邁進

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

会長 上田 禎 昭

明けましておめでとうございます。
新しい年を迎え、会員の皆様には気持ち新たに今年の抱負を描かれていることと存じます。

さて昨年は、1年間延期となっていた東京五輪・パラリンピックが7月から9月に渡り開催され、多くの日本選手の活躍をテレビなどを通じて目にすることができましたが、その延期の原因となった新型コロナウイルス感染症においても、秋以降新規感染者数が大幅に減少し、9月末には緊急事態宣言が解除され、現在では以前のような日常生活が少しずつではありますが徐々に戻りつつあります。しかしまだ、予断を許さない状況は依然として続いており、いつまた第6波の感染拡大が発生するかもわからない状況でありますので、引き続き感染予防対策の徹底を図っていく必要があると考えます。

さて私たち建設業界におきましても昨年は一昨年同様に新型コロナウイルスの影響を受けた一年となりました。例えば工事の中止や工期の延期、外国のコロナ渦により輸入材の調達が困難になったことに端を発するウッドショックなど、これらは事業規模が小さい事業所ほど大きく影響を受け、また職種の違いによっても影響の大小が見られました。とくに中小事業所にとって売上の減少は、即経営体力の疲弊へと繋がり、経営の維持や雇用の維持に大きな影響を及ぼすこととなります。一昨年からのコロナ渦の中で種々の助成金制度が作られましたが、厚生労働省による雇用調整助成金の今年1月以降の措置については、中小企業への原則措置として令和4年1・2月について、解雇を行わない場合（助成率：9/10）、それ以外の場合（助成率：4/5）、日額上限額11,000円、令和4年3月においては、解雇を行わない場合（助成率：9/10）、それ以外の場合（助成率：4/5）、日額上限額9,000円が予定され、令和4年4月以降については、「経済財政運営と改革の方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」に沿って、雇用の情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討するとしています。申請には生産指標等の規程がありますが、該当する場合は、積極的に活用することが事業所の維持には大切なことだと考えています。

また、昨年の建設業界における大きな動きの一つとして挙げられるのは、建設アスベスト給付金制度（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）の創設です。これは第204回通常国会においてその支給法が成立し、令和3年6月16日に公布、公布後1年以内に一部の規定を除き施行されるものです。給付金並びに給付金の対象者等の概要については本紙でも記事を掲載済みですが、今後給付金の支給開始などが決まりましたら改めて会員の皆様へ情報の提供を行いたいと思います。

他にも、政府による「地球温暖化対策計画」並びに「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が10月22日に閣議決定されました。この計画には2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」や、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減などの目標が盛り込まれており、特に住宅に関しては省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化し、2030年度以降新築される住宅についてはZEH基準の確保を目指すなど非常に高いものとなっています。これまでは大型の建築物への規制が中心でしたが、徐々にそれ以外にも規制の強化が始まってきています。加えて一般的な住宅に対しては「4号特例」が縮小される可能性が出てきました。その背景には断熱材や太陽光発電設備など住宅自体が近年重量化してきており、このような状況を踏まえて低層住宅の構造基準に関する整備が今後進むものと思われます。

昨年の業界は上記のような新たな動きも多く見られましたが、全中連では業界の大きな課題の一つである人材の確保育成・処遇改善においては、その対策の大きな柱となる建設キャリアアップシステムの代理登録申請を今年も推進するとともに、新たに外国人技能者の受入れに関しても新年度に向けて体制を整え、会員サポート体制の充実・強化を図っていく所存であります。

本年も業界の更なる発展と、会員の皆様のご健勝を心よりご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

第23回 全中連理事会開催

10月22日（金）、京都市のTKP ガーデンシティ京都タワーホテルにおいて、第23回理事会が開催されました。本年度創設された会長表彰について、選考委員会による「模範的な優秀技能者表彰」の審査が行われ、本年度は3名の受賞者が決まりました。表彰式は5月に開催される令和4年度の社員総会において行う予定です。

■模範的な優秀技能者表彰の目的

長年にわたり建設工事業に携わり、技能向上、無事故施工、後進の指導・育成等に積極的に貢献されてきた方を表彰し、技能者各位の地位の向上を目指すことを目的に実施される全中連の会長表彰制度。

■模範的な優秀技能者表彰の基準

模範的な優秀技能者の表彰は、次の各号すべてを満たすものについて行う。

- ① 技能士、施工管理技士または建築士を有している
- ② 建設技能者として20年以上の実務経験を有する
- ③ 人物的に優れており、他の模範と認められる



令和3年度 全中連 東・西ブロック会議開催

令和3年度の西日本ブロック会議が10月22日（金）に京都市で、東日本ブロック会議が同29日（金）に東京都中央区で行われました。

会議では、令和3年度上半期の事業報告と下半期の事業計画の説明に続いて、会員事業者の外国人受入れを支援することを目的に令和4年度に開設を目指す「外国人労働者支援事業」について、建設特定技能外国人制度と関係機関、事業内容等について説明が行われました。

建設特定技能外国人制度とは、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な産業において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を適正・円滑に受け入れる制度で、建設分野における新たな人材の受入として国が推進していることから、全中連の新たな事業として取組んでいくこととしています。

また、全中連トータルサポートプランと全中連総合補償制度それぞれの幹事・制度運営代理店の方より、制度・補償内容等の詳解も行われました。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

(Q5) 建設業許可要件のうち、「経營業務の管理を適正に行うことができる能力を有する者」とはどのような人のことですか？

(A5) 次のいずれかに該当する者のことを言います。

常勤役員等（法人の場合は常勤役員、個人の場合は本人又は支配人）のうち1名が次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関して、5年以上の経營業務の管理責任者（業務を執行する役員、営業所長、支店長、個人事業主など）としての経験を有する者
- (2) 建設業に関して、5年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として経營業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関して、6年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

常勤役員等のうち1名が次のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」に関する5年以上の業務経験を有する者をそれぞれ置いていること。

- (1) 建設業に関して、2年以上の役員等としての経験を有し、かつ、5年以上の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理、業務運営の業務を担当するものに限る）としての経験を有する者
- (2) 5年以上の役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関して、2年以上の役員等としての経験を有する者

(Q6) 建設業許可要件のうち、営業所に置く「専任の技術者」とはどのような人のことですか？

(A6) 次のいずれかに該当する者のことを言います。なお、専任の技術者は営業所に常駐していなければなりません。

<一般建設業の場合>

- (1) 許可を受けようとする建設工事に関連する学科として法令で指定されている学科（指定学科）を修了し、高等学校又は専門学校（専門士の称号付与なし）卒業後5年以上、大学又は専門学校（専門士の称号付与あり）卒業後3年以上の実務経験を有する者
- (2) 許可を受けようとする建設工事に関して、10年以上の実務経験を有する者
- (3) 許可を受けようとする建設工事に関して、法令で定められた資格等を有する者
- (4) 一定の業種について、複数の業種に係る実務経験を有する者

<特定建設業の場合>

- (1) 許可を受けようとする建設工事に関して、法令で定められた資格等を有する者
- (2) <一般建設業の場合>における専任の技術者の要件を満たしている者で、かつ、許可を受けようとする建設工事に関して、発注者から直接請け負った4,500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的（現場主任や現場監督など）な実務経験を有する者
- (3) 国土交通大臣が上記（1）又は（2）と同等以上の能力を有するものと認定した者

(注) 指定建設業7業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）に関しては、（1）もしくは国土交通大臣が（1）と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければなりません。

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

この度、国土交通省より「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知依頼がありました。これは、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請け業者への代金支払等を適正に行うことにより、下請建設企業の経営の安定・健全性を確保するとともに、工事現場の安全管理、適切な社会保険への加入の徹底等を図るものです。

今回の変更点は、以下の通りです。

国土交通省通達 <令和3年12月1日発出>

通達の内容【変更点のみ太字で記載】

(1) 見積り

- 見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順の徹底（**電磁的方法により行うことも可能。**）
- 追加・変更契約の際にも見積依頼・提出を徹底（**電磁的方法により行うことも可能。**）
- 材料費や**労務費等**の経費を内訳明示した見積
- 材料費や燃料費等の適切な価格設定や工期設定・工程管理に配慮**
- 工期内の賃金又は物価の変動による適切な対応**

(3) 適正な法定福利費及び**労務費**の確保について

- 元請負人は、法定福利費及び**労務費**を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重
- 下請負人は、法定福利費及び**労務費**を内訳明示した見積書を提出し、再下請負人に法定福利費及び**労務費**を内訳明示した見積書の提出を促し、その見積書を尊重

(4) 契約

- 建設工事着工前の**書面（電磁的方法を含む。）**による契約締結の徹底
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を**書面（電磁的方法を含む。）**で相互交付

(8) 下請代金の支払

- できる限り短期間の**一括決算方式及び電子記録債権**による決済期間

CCUS運営状況 事業者登録数15万社に近づく

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者が技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みで、国交省と建設業団体で連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

2021年11月末時点の登録数

事業者登録数	技能者登録数
149,372（一人親方:42,514）	762,199

全中連においても、建設キャリアアップシステムに登録する事業者ならびに技能者に対して、申請手続きの支援事業（提携する行政書士による代理申請）を実施していますので、ご利用ください。

申込み・お問い合わせについては、事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。

詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>または<<https://www.ccus-zenchuren.com>>をご覧ください。

雇用調整助成金(特例措置)段階的に縮小

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等、休業支援金等の特例措置について、今年1月から段階的に縮小します。

雇用調整助成金等の1人当たりの日額上限は、中小企業・大企業ともに令和3年5月～12月は1万3500円でしたが、令和4年1月～2月は1万1000円、3月は9000円に引き下げられます。助成率は、これまでの中小企業4/5（解雇等を行わない場合は9/10）、大企業2/3（同3/4）は変わりません。業況特例・地域特例は、これまでの1万5000円を令和4年3月まで維持します。

地域特例は、緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主が対象です。業況特例は、令和3年12月までは生産指標が最近3ヵ月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主、令和4年1月～3月は、生産指標が最近3ヵ月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主が対象となります。

また、休業支援金等の1人当たりの日額上限は、中小企業、大企業（シフト労働者のみ対象）ともに令和3年5月～12月は9900円ですが、令和4年1月～3月は8265円に下げられます。地域特例は3月まで現行の1万1000円を維持し、助成率の8割も変わりません。なお、令和4年4月以降の取扱いについては、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、2月末までに判断するとしています。

雇用調整助成金等の内容

判定基礎期間の初日		令和3年度	令和4年度 予定	
		5～12月	1～2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	

○金額は1人1日あたりの上限額です。（ ）内は解雇等を行わない場合の助成率です。

○令和4年1月以降は現時点での予定です。令和4年4月以降の措置は2月末までに発表予定です。

○雇用保険被保険者以外の方の休業手当は、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

休業支援金等の内容

判定基礎期間の初日		令和3年度 5～12月	令和4年度 1～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例	8割 11,000円	8割 11,000円

○大企業はシフト制労働者等のみ対象です。

○地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じです。

■詳細等お問合せ先

不明な点は、以下のコールセンターにお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
TEL.0120-60-3999（9:00～21:00/土日・祝日含む）

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等()自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
(4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プラント一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 <事業者用プラン> 役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 <一人親方プラン> 一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受け付け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受け付けています(申込み締切り:毎月20日)。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局(TEL 03-5651-7301/担当:佐藤)までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

ケガ休業・病気入院をカバー 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償（工作中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- 休業療養保険金 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- 手術療養保険金 休業療養保険金を支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- 入院療養一時金 休業療養保険金を支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- 長期休業療養一時金 休業療養保険金を支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- 死亡保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- 後遺障害保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の「**ケガ休業+病気入院プラン**」を是非ご検討ください

病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も随時受付します（申込み締切り：毎月20日）。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



インボイス(適格請求書)制度 登録受付中

消費税の仕入税額控除の新方式「適格請求書等保存方式」に対応するため必要になる「適格請求書（インボイス）発行事業者」の登録申請受付が10月より開始されました。新方式を巡っては、現行制度で納税義務が原則免除される「免税事業者」の取引排除や収入減を懸念する声があることから、国税庁は免税事業者に適用する経過措置や事務負担軽減措置を周知するとともに、取引先と協議して登録申請の必要性を検討するよう促しています。

2023年10月の新方式導入以降、仕入れや外注の際に負担する消費税分は、売手が交付するインボイスを受取り保存しなければ控除できなくなります。インボイス交付は発行事業者としての登録が必要ですが、登録は課税事業者に限られていることから、免税事業者は課税事業者に転換するかどうかを選択しなくてはなりません。

免税事業者は課税売上高が年1000万円以下の中小事業者が該当し、事務負担に配慮して納税義務が特例的に免除されていますが、課税事業者に転換した場合、納税義務が新たに生じます。免税事業者のままでいてもインボイスを交付できず、仕入れ・外注先として選ばれないリスクがあります。一人親方など免税事業者が多い建設業界からは戸惑いの声が出ています。

国税庁は新方式を徐々に浸透させる考えで、免税事業者から仕入れる際、税額の一定割合を控除できる経過措置を設けます。23年10月からの3年は80%、26年10月からの3年は50%が控除可能となります。事務負担軽減策としては課税売上高が年5000万円以下で適用できる「簡易課税制度」の活用も促すとし、事業区分ごとの「みなし仕入率」を用いてインボイスの保存なしに納付税額を算出することができます。

国税庁は「発行事業者の登録は任意です。まずは取引でインボイスの交付が必要かどうか検討してほしい。」と呼び掛けています。また、問合せ専用コールセンターも設置されています。

■消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

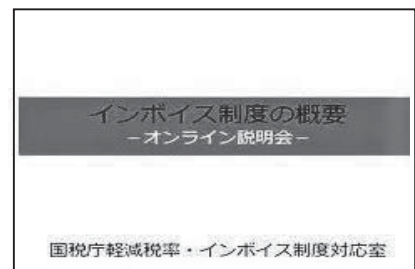
・お問合せ番号 0120-205-553 【受付時間／平日9:00~17:00】

■国税庁では、定期的にオンライン説明会を開催しています。

- ・開催日時や説明内容などは、ホームページ<<https://www.nta.go.jp/>>でご確認ください。
- ・オンライン説明会は「基礎編」と「テーマ別編」があります（各45分）。
- ・オンライン説明会はZoomを使用して配信されます。
パソコンやタブレット、スマートフォンなどから参加
できます。（費用：無料）

■YouTubeで視聴できます

- ・これまでに実施された説明会は、YouTube「国税庁インボイス制度オンライン説明会」で視聴できます。



事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「適格請求書等保存方式」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

*インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル 【フリーダイヤル】0120-205-553
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ